

家の為にハ甚た悪き所なり一体當國にてハ禁酒〔の〕^(抹消)盛にて客を招たり迎酒を勧むる風俗ならず三度の食事にハ勿論祝日迎も酒を呑ハ米國の風なり好酒者ハ人に隠して呑なり然し夫か為却て強飲家の多しと云ふ説もあり

尊父君

武夫

(長閑注記)

「八月十六日日數四十四日ニシテ達シ

九月七日此方七号ヲ以テ返事」

90 明治11年7月4日 菊池長閑宛

第八号 七月四日 (長閑注記)

去月廿八日ボストン府を出立し当メエン州の田舎に避暑中なり田舎の様子ハ去年申上たる所と一向不变静なる事太古の如し今日杯ハ米國独立の記念日なれども更に平日と替らす都府の騒々敷さに比ふれハ勝る事万々去年の如く矢張小さなる湖水か沢山あれハ舟漕水浴等の樂あり去共田舎避暑の徳ハ彼暑苦しき羅紗の筒袖を脱棄剛々敷白シツも襟もなく只フランセルのシツ一枚にて暮す事なり高地にて常に涼風ある故日中ハ戸外にて樹蔭にケツトを布其上に寝転ひ昼眠もし本をも読なり此地螢多し印度豆実り初め毎日の様に食ふ肉壳魚壳者ハ七日に一返又ハ二週間に一度ならてハ来ラス夫故魚肉の美なるものなし去共暑中ハ肉なしにて結構に暮すへく摘立の野菜を食ふ事ハ都府にて得難き幸なれハ差引勘定をして見れハ損ハなし物ハ不自由なれハ欲き物も買れず隨て大僨約となる當州ハ酒の売買を全く禁し置故酒呑